

平成27年度 第2回刈谷市自治基本条例検証委員会 議事要旨

- 日 時 平成27年8月3日（月）午後2時00分～4時00分
- 場 所 刈谷市役所 402会議室
- 出席者 昇秀樹、面高俊文、長谷川洋、加藤時彦、長谷川満、杉浦登喜子、  
生寫亜樹子
- 事務局 企画財政部長、企画財政部企画政策課長 他

(以上、敬称略)

1 議題

- (1) 本日の検証の進め方について
- (2) 協働の取組みについて
- (3) 各項目の検証について

2 議事・協議結果

- 出欠席の確認
- 会議資料の確認

(1) 本日の検証の進め方について

事務局より第1回委員会の質疑であった市民憲章について、市民がまちづくりの目標を述べたものを「刈谷市民の誓い」として制定したと説明した。

また、各委員及び内部検討にて洗い出した議論すべき事項の中から、事務局にて特に重要と思われる事項を本日の議題として六つ選定したと説明した。

委員 長 補足の説明であるが、市の憲法である自治基本条例は市民から市に対する条件書であり、刈谷市民の誓いは市民の目標を述べた宣言書であるので基本的に性格は異なるものである。

また、項目ごとにより良い条例になるように検証するとのことであるが、例えば危機管理の条項がない市が震災後に危機管理を入れることは社会の情勢が変わったとして改正の理由を説明できる。しかし、社会情勢の変化がないのに改正することは当時のミスを認めることにもなりかねないが事務局はどう考えているか。

事務局 条文の書き方は色々な意見があると思われるので、ミスがあったではな

く、より良いものなればよいと捉えている。それも含め市民が自立した地域社会を目指していくためにどうすると良いかという視点でご意見いただきたい。また、理由なく変えることは確かに難しい面もあるので、解決策の一つとして委員会の意見を反映した解説書なども想定している。

## (2) 協働の取組みについて

事務局より自治基本条例の目的である市民主体の自立した地域社会構築について進捗状況を協働の様々な取組みやアンケート結果等から少しずつ前進していると説明した。

委員長 共存・協働のまちづくり推進条例に基づいた取組みによる意識の変化を自治基本条例の効果とするには、自治基本条例と意識の変化の因果関係をどのように証明するかが重要である。

委員 一般市民向けの意識調査結果より「地域活動やボランティア活動が活発であると思う市民の割合」の目標値は「気軽に相談できる人や場所があると思う市民の割合」と比べると低く設定されているので、もう少し高くてもよいのではないかと。

事務局 この目標値は第7次総合計画策定時にこれまでの実績値など考慮して設定している。まずは目標に向けて高めていきたい。

委員 色々な場所で多くの方がボランティア活動しているので、このままであれば目標は達成できそうなことから、もう少し高い目標を持ってもらってもいいかもしれないと感じた。

## (3) 各項目の検証について

### ①第5章 参加及び協働

事務局より協働については、共存・協働のまちづくり推進条例を制定していることから、市として協働の重要性を明確に位置付けていることを説明した。

また他の条例との役割分担においても、自治基本条例は理念を述べるに留め、詳しくは個別の条例にて細かいルールを定めたいうえで整備していると説明し、これらの考え方の整理でよいか意見を伺った。

### ②環境権について

事務局より理念や考え方は、「住みやすい魅力的なまちづくり」に含まれている

等説明し、これらの考え方の整理でよいか、又新たに条文に加えるべきか等意見を伺った。

③第3条定義・第20条コミュニティ

市民、企業、コミュニティなどのまちづくりに対しての関わり方を区別すべきではないかという意見に対し、事務局より自治基本条例の理念を汲んだ共存・協働のまちづくり推進条例には各主体のまちづくりの役割が示してあることを説明し、この考え方の整理でよいか意見を伺った。

④子どもへの責務

事務局よりこの条文を第3章に位置付けていることは自治を担う市民、市長、議会等が子どもに対して健全に成長できる環境づくりをする責務を負っていることを強調していると説明し、これらの考え方の整理でよいか、子どもの権利など別の表現が良いか意見を伺った。

⑤条例の検証

事務局より「5年を超えない期間ごと」が条例の内容について検証する期間として妥当なのか、メリットとデメリットを例示して説明し、意見を伺った。

委員長 共存・協働のまちづくり推進条例との関連性と第5章「参加及び協働」の立ち位置を確認するとあるが具体的に何を確認するのか。

事務局 この論点として自治基本条例でもっと協働を前面に押し出してもよいと読み取った。自治基本条例の根幹を成す協働は、共存・協働のまちづくり推進条例があることで、刈谷市としては協働を強調した立場をとっている。これに加えて第5章「参加及び協働」にも記載しているため自治基本条例では協働を強調していると考えている。

委員長 積極的に市として自治基本条例に協働を位置付けているということがわかった。

委員 章の括りと第4条の4つの基本原則と関係性が分りにくい。例えば、第5章の「参加及び協働」は4つの基本原則のうち参加、協働の二つを表現している。

委員長 第4条では「参加の原則」、「共存・協働の原則」と書かれているが、5章のタイトルは「参加及び協働」と表現が違うのは意味があるのか。

事務局 「共存」は「協働」を強める意味の言葉として捉えている。表現が違う理由は調べておく。

- 委員 協働の条例も共存・協働条例としている。
- 委員長 一般的には「協働」だけでも通用するが、PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）の正確な訳が「協働」ではなく「共存・協働」であることなどから刈谷市の協働条例は自分が「共存」を入れた方が良く、助言したことが影響していると思う。第4条と第5章の表題の意味が違うのであれば問題ないが、法律としては一度共存・協働と表現しているものを違う表現にすることはあまりよくない。
- 事務局 課題として検討していく。
- 委員 また、第4条の基本原則の「市政運営」は第4章として位置付けているが、同じく基本原則の「情報共有」は第4章の「市政運営」の中の条文として位置付けている。
- 委員長 第4条の基本原則が各論で各条項にどういう形で入っていて、整合性が取れているかという説明は必要である。
- 同じような細かい指摘だが、自治体の憲法に「協力してまちづくりを進める」と書いてしまうと自由権の侵害だと言われかねない。市と協働できる権利、市に反対する権利、政治行政と無関心である権利も保障されている。なお、こういった文言だけの改正をするのは法律を扱う者としてあまりよろしくないので、他に大きく改正する場合に併せて検討すべきである。
- ②の環境権についてはどうか。環境基本条例に詳しく記載されているので十分でないかということだが。
- 委員 第3条3項でいうまちづくり活動の一つとして環境保全活動も含まれていて、環境基本条例で網羅できているので問題ない。なお、環境問題に対する取組みを市民がどの程度意識しているのか、もう一歩進めないと他の自治体とは随分差がある。
- 委員長 第3条3項の中に環境権が入っているという考え方はよいが、これとは別に条項にしてもいいような項目ではある。
- 委員 例えば市が保育所を建てようとした時に、周りの住民の環境権が認められてしまうと矛盾を感じる。子どもへの責務でも子どもの権利でも書き方はどちらでもよいが、刈谷市の憲法としてこういった類の環境権が認められて保育所が建てられなくなればよい。
- 委員長 5年前に自治基本条例ができたときにそういう問題はあったのか。
- 委員 聞いたことはない。ただ、園を大きくしようとする時に地域の住民たち

からの要望みたいなものは確かにある。

委員 子どもを守るとか子どもの権利を尊重するという場合は目的・施策表現の方で括った方が望ましい。なお、子どもの権利は国際的に条約で認められている。

委員長 市として子どもの健全育成を子どもの権利としてではなく、大人への責務として書いたのは当時何らかの意図があったと思われる。

事務局 子どもの環境を良くしていこうと条文化しているのは刈谷市のセールスポイントでもある。

委員長 子どもの権利として記載しているところもあるのか。

事務局 ある。ただ、どちらかといえば子どもの権利を入れている市の内容を見ても子どものまちづくりの権利を認めるというものが多い。刈谷市では、そういった子どものまちづくりに参加する権利は市民の権利にて保障しており、それとは別に子どもが健全に成長できる権利というものを大人の責務とすることを強調して記載している。

委員長 他市で、子どもについて謳っているのは何割か。謳っている場合はどういうニュアンスで書いてあるか次回提示して欲しい。

委員 刈谷市子どもの権利条例や青少年健全育成条例のようなものはあるのか。

事務局 いずれもない。

委員長 第10条として子どもに関することを強調しているが具体的には何かあるか。

事務局 青少年の健全な環境づくりの面から言うと、子ども相談センターの設置や夢と学びの科学体験館をリニューアルオープンした。プラネタリウムや科学体験ができ、他にも発明クラブなど理系関係の施策には力を入れている。

委員長 刈谷市が子どもに関する施策をどのようなことをやってきて、今後どういうことを伸ばすつもりがあるのか。そのことをどう表現したら一番いいのかという観点から、今の表現でいいのかを考えると良い。環境権と子どもへの責務については事務局で検討してもらって、次回報告してもらえると良い。

③の定義・コミュニティについて意見はあるか。一般市民、団体、企業のまちづくりへの関わり方を区別していくのかという点である。

委員 第20条はコミュニティの役割を先に持ってくるなど考えられる。まちづくりの関わり方にしてもそれぞれのスタイルがあると思うので、ある程度組織的な団体はいいとして一般市民には押し付けになってしまう印象である。

委員 子どもに説明するときにはどのように説明すればいいのかを基本に考えると問題点の骨格が見えてくるのではないか。第4条は「まちづくりは市民の参加を基本とする」、第5条は「市民はまちづくりに参加することができる」、第20条のコミュニティは「参加するよう努める」と書いてある。何がどう違うのか。

委員長 第1段階は市役所目線で考えて、第2段階は市民目線、第3段階は総合的に考えるなど、それぞれの目線で確認できると良い。これは市と市民が同じ目線・レベルが前提となって作られているからこういう表現になると思われる。市民がそれぞれの条文を読んだときに違和感があるかどうかをチェックすると良い。

事務局 コミュニティの条文は「努めるものとする」等もう少し柔らかい表現など考えられる。共存・協働条例も「努めるものとする」となっている。

委員長 色々意見が出ているが、ゼロベースで作っているものであるので指摘が出るのはある意味当然である。⑤の条例の検証は実際の法律の例では一回限りの見直しの方が多いように思える。5年毎に繰り返し見直すというのは少数である。個人的には、今回しっかり検証しているので、いつでも改正できることなどから、5年毎でなくても必要に応じて検証できればいいと思うが、これもこれだけの改正は体裁が良くない。

全議題のまとめとしては、子どもの記述について検討していただき、改正するとなれば併せてその後も検討していくのが良いと委員会として考えている。

その他質問意見はありましたらお願いします。

委員 自治基本条例策定後に夢ファンドが活発になったり、元気なまちづくり交付金ができたり少しずつ進んでいるので、5年後に検証する際にボランティア団体の登録状況などどうなるのか楽しみである。

委員長 注文の多い委員会だが事務局は頑張っていたきたい。以上で閉会します。ありがとうございました。